

大谷學報

第七十五卷 第一号

平成七年六月二十日發行

『十住毘婆沙論』考.....	小川 一乘 (1)
地方志に記載される庵の 記録よりみた明清仏教.....	桂華 淳祥 (13)
浙江地方を中心にして——	
目 錄 学 考.....	村松 法文 (26)
平成六年度 修士・卒業論文題目一覽.....	(47)
彙 報.....	(72)
学位論文審査要旨.....	(19)
他者の欲望.....	番場 寛 (1)
ジャック・ラカンの欲望の理論——	

大 谷 大 学

大 谷 学 会

大谷学報 第七十四卷 第二号

煩惱即菩提の思想史・寛永編……………大桑 齊

——『露殿物語』と『七人比丘尼』——

岡本かの子とこう工房……………荒井とみよ

——ふたたび『生々流転』をめぐらす——

ウーバーにおける科学と合理性……………千葉 芳夫

大谷学会 春季公開講演会 講演要旨

『紀元前』の成立……………新村祐一郎

——その文化史的意義——

ムンバヒムロシヤ……………田中 克彦

彙 報

The Authority of Compassion and
Skillful Means, Luis O. Gómez

大谷学報 第七十四卷 第四号

笑いと教育……………大竹 鑑

——清沢満之・浩々洞の「議論と大笑」の
教育学的考察——

北嶺修験の蓮華会と験競く……………豊島

——太鼓乗り行事を中心とする——

大乗阿毘達磨集論(Abhidharmaśamuccaya)と
Abhidharmaśamuccaya-bhāṣya の和訳

並びに研究……………舟橋 尚哉

平成六年度 大谷学会研究発表会 発表要旨

平成六年度 特別研修員研究発表要旨

彙 報

Some Reflections on the Personality
of the BuddhaPaul Harrison

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles:

- On the Thesis that the *Jyujyubibasharon* Is Not
an Unfinished WorkOGAWA Ichijo
- On Buddhism in Ming and Qing DynastiesKEIKA Atsuyoshi
—In terms of “An (庵)” Recorded in
“Difangzhi (地方志)” of the Province of
“Zhejiang (浙江)” —
- A Bibliographical Study of Chinese Books
Introduced into JapanMURAMATSU Norifumi

-
- Le désir de L’AutreBAMBA Hiroshi
—La théorie du désir selon Jacques Lacan—

Miscellaneous:

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

- 第六条 会長には大谷大学学長が当り、会務を統理する。
- 第一条 大谷大学に大谷学会を置く。
- 第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・社会学・史学・文学・国際文化学、その他の学術研究と発表をおこなうこととする。
- 第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。
- 1、季刊「大谷学報」の発行
 - 2、「大谷大学研究年報」の発行
 - 3、研究会及び公開講演会の開催
 - 4、その他必要な事業
- 第四条 1、本会は大谷大学大学院・文部並びに短期大学部のすべての教育職員及び学生をもつて会員とする。
- 2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。
- 第五条 本会に左の役員を置く。
- 1、会長
 - 2、委員
 - 3、監事
- 第六条 会長には大谷大学学長が当り、会務を統理する。
- 第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。
- 2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。
 - 3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。
- 第八条 1、監事は二名とし、教授会において互選する。任期は二年とする。
- 2、監事は本会の会計を監査する。
- 第九条 会員は本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。
- 第一〇条 会員の会費は年額金四千円とする。但し、学生会員は三千円とする。但し、学生会員は会費をもつてこれに当てる。
- 第一一条 1、本会の経費は会費をもつてこれに当てる。
- 2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。
- 第一二条 本会の事務は、教務課の所管する。

第一三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

附則 1、この規程は昭和五十六年四月一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。

3、平成五年四月一日一部改正

△大谷学会委員会
荒井とみよ 安藤 文雄
一色 順心 木場 明志
佐賀枝夏文 須藤 訓任
延塙 知道 松村 尚子
村瀬 順子 R·F·ローズ

平成七年六月二十日発行

大谷学会
発行所 大 谷 学 会
〒六〇三 京都府北区小山上総町
大谷大学内

編集兼 藤 島 建 樹
発行所 大 谷 学 会
〒六〇三 京都府北区小山上総町
大谷大学内

印 刷 者 西 村 明

原稿 書 (〇七五) 四一一八一五八(直)
稿替 (〇一〇四〇) 七一八三九三番